

らほ木にて鯛の形を彫ませ、常に膳部のかたはらに置て、一肉の美味須臾の舌頭にあり、大丈夫何ぞ飲食に心をもちふることをせんやといへり。

〔雲萍雜志二〕予○柳園 淳澤が交はりし人の子に兄弟常に争ふものあり、兄は砂糖を渡世とし、衣食に

をとりて解りつれば、家貧しくしてまうけなく、弟は鹽をあきなひて、龜食龜服し怠らざれば、家富さかへて不足なし、その兄常に弟が富めるをたのみて財を借りて、その世業を送るといへども、儉を守るの勤めなければ、いよ／＼貧しくなりゆきて、多くの財を弟に乞へども、肯んせざりければあるをりからに、その兄の予が草庵に入來り、歎息して云ひけるやうは、親類多く富りといへども、兄の貧しきを賚けざるは、あかの他人に劣れるなるべし、かゝれば今より商人をやめて武士ともならんことをおもふといふに、予は聞よりもあはれにおもひ、○中予に傳る秘し藝

あり、いはゆる能の狂言とひとし、教に隨ふ心あれば、身を立家を起すべし、若又稽古に違へる時は、身を亡すこと遠きにあらず、よき慰の戯なれば、師弟の約をかたく契りて、この戯を習ふべきやと、詞を正して云ひければ、親屬どもの資もありて、身をも立て家をもおこさば、否めることかはとて、やがて師弟の約をなしけりさて、衣裳手もとにあらざれば、明けて来るを待たれば、約に違へず來りけるに、さあらは指南すべきなりとて、彼の温袍を取りいで、著たる小袖を脱がへさせ、布衣の姿に取りつくろひ、著束のその身に馴れぬる迄は、その姿にて居るべきなり、衣體整ふをりからには、授くべきものあるなりとて、今まで著せし小袖をとりあげ、おき月をわたり日をつみて、衣類のいまだ身に馴すとて、授くる物もあたへざりしが、漸ひと、せも過るうち、弟兄の龜服をよろこび、かくてぞ家をも保べしと、儉を守れるやうすを賞美し、予が草庵に来て告れば、予も又兄の心をかたりて、兄にも弟がよろこびをつけ、身を龜略の間におきて、おばらく驕飾を廢する時は、求めずしても財は至れり、つとめよやといへるにいくほどなく、弟、兄をあはれむ